

## 屋外広告物安全点検結果報告書における点検内容について

令和4年10月1日より、屋外広告物安全点検結果報告書（様式第3号）と点検状況を示す写真の提出が必要となります。点検の実施にあたっては、以下を参考としてください。

### 1. 安全点検結果の報告内容について

高さが4mを超える又は表示面積が7㎡を超える屋外広告物については、以下の手順で点検及び点検結果の報告を行ってください。併せて別紙「安全点検実施フロー」も参考としてください。

写真の提出については「点検及び改善状況 写真添付・所見記載用紙」を活用してください。

- ①報告書の「点検箇所」の該当部を有資格者（注）により点検し、各部の全景写真を提出
- ②点検により「異常有」または「経過観察」に該当する異常等が見られた場合は、報告書の備考欄に異常の内容を記載し、その箇所の写真を提出
- ③「異常有」の場合は、その改善時期（即時または実施予定時期）および改善処置の内容も報告書の備考欄に記載
- ④即時改善が必要となる場合は、その改善後の写真も提出

（注）有資格者になれる者

・屋外広告士

・屋外広告物点検技能講習修了者（屋外広告業の事業者団体（一般財団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人日本サイン協会）が実施するもの）（令和4年10月1日より追加）

- ・都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の課程を修了した者
- ・広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者
- ・建築士
- ・第1種又は第2種電気工事士、特種電気工事士又は認定電気工事従事者
- ・第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者免状所持者
- ・帆布製品製造に関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

### 2. 点検方法・点検結果の評価方法について

「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）、  
「屋外広告物点検基準（案）」（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ほか）等を参考に、屋外広告物の安全性が確保されるよう、適切な点検および点検結果の評価を行ってください。

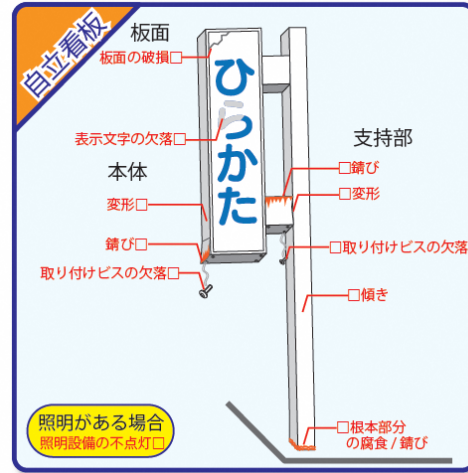
## (参考)

### ○屋外広告物の種類に応じた主なチェックポイント

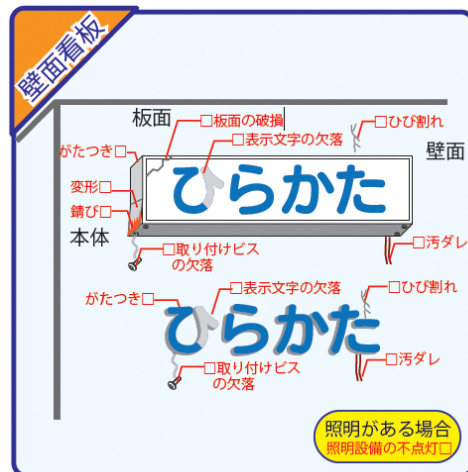
#### 【屋上広告物】



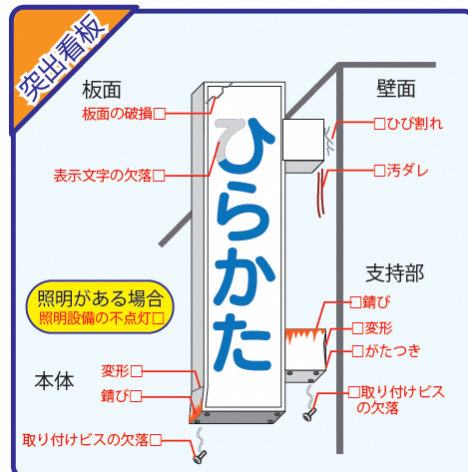
#### 【地上広告物】



#### 【壁面広告物】



#### 【突出広告物】



○屋外広告物安全点検結果報告書の点検項目に応じ「異常有」の事例

【基礎部・上部構造】



上部構造全体の傾斜・ぐらつき



支柱と根巻きとの隙間



鉄骨のさび

【支持部】



鉄骨接合部の腐食、変形、隙間

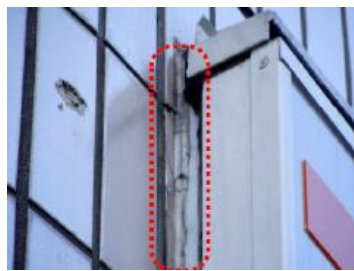


鉄骨接合部（ボルト）のゆるみ

【取付部】



取付部プレートの腐食・変形



溶接部の劣化



取付対象部・取付部周辺の異常

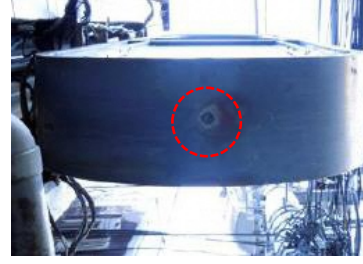
【広告板】



表示面板の破損



側板の腐食



水抜き孔の詰まり

【照明装置】



照明装置の不点灯



照明装置の不発光



照明装置の取付部の破損



周辺機器の劣化

【その他】



付属部材(振れ止め棒)の破損

(「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」  
(国土交通省都市局公園緑地・景観課)より抜粋)